

2019年7月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2019年7月11日及び12日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2019年7月 ASAF 会議出席メンバー(2019年7月11日、12日 ロンドン IASB)

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長、 矢農常勤委員
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Paul George 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	James Kroeker 他

※中国財政部会計司 (MOF-ARD) は欠席であった。

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、
担当スタッフ

2019年7月 ASAF 会議の議題

議 題	時間	参照ページ
共通支配下の企業結合	90分	3ページ
経営者による説明	90分	11ページ
IBOR フェーズ2	60分	16ページ
基本財務諸表	75分	20ページ

インタangibleブルズの事業報告：現実的な提案	90分	23 ページ
資産のリターンを約束する年金制度に係る会計	60分	29 ページ
変動及び偶発対価：基礎的な考察	60分	34 ページ
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	15分	39 ページ

今後の日程(予定)

2019年10月3日

ASAF 会議への対応

2. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF 対応専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. 共通支配下の企業結合

議題の概要

3. IASB スタッフは、以下の論点について分析を行っている。

(1) 会計処理の境界線に関する議論

本プロジェクトの範囲にある取引について、IASB スタッフは以下を仕切りとして会計処理を区分する案を検討している。

- ① 移転先企業 (receiving entity) の非支配株主に影響を与える取引と、影響を与えない取引とを区分する。
- ② 移転先企業の資本性金融商品が公開市場で取引されているかどうかで区分する。
- ③ 移転先企業の資本性金融商品が公開市場で取引されていない場合、オプトイン又はオプトアウト・アプローチ¹を適用する。

(2) 「現在の価値 (current value)」アプローチの適用における測定方法に関する議論

対価が取得した事業及び期待される結合から生じるシナジーの公正価値を超える場合に、当該超過した対価についての情報をどのように提供するかについて、IASB スタッフは以下のような案を検討している。

① 認識

(ア) 取得した事業の公正価値を超える対価の超過額として測定する。又は、

(イ) IAS 第 36 号「資産の減損」のメカニズムを適用してのれんを直ちに減損テストすることにより測定する。

② 開示

資本の分配を認識せず、財務諸表に関する注記を行う。

(3) 簿価引継アプローチの適用における比較情報に関する議論

簿価引継アプローチを適用する際の比較情報の提供に関して、IASB スタッフは以下の2つのアプローチを検討している。

- ① 比較期間の初めから、取得した資産、負債及び営業成績を認識する。企業結合以前の情報は、すべての結合企業 (all combining entities) に関する情報が提供

¹ 少なくとも一部の非支配株主が「現在の価値」アプローチの適用を望む場合 (オプトインする場合)、又はすべての非支配株主が簿価引継アプローチが適用されることに賛成しない限り (オプトアウトしない限り)、「現在の価値」アプローチを要求する。

される。(見解 A)

- ◎ 取引が行われた時点から、取得した資産、負債及び営業成績を認識する。企業結合以前の情報は、移転先企業に関する情報(報告企業に継続性がある場合には過去の報告企業の情報を含む。)が提供される。(見解 B)

4. IASB スタッフは、ASAF メンバーに対して以下のとおり質問を行っている。

(1) 会計処理の境界線に関する議論

- ◎ 移転先企業の非支配株主に影響を与える取引

(質問 1) 「現在の価値」アプローチは、移転先企業の資本性金融商品が公開市場で取引されている場合にのみ要求されるべきか、又は非公開である場合にも拡張されるべきと考えるか。後者である場合、オプトイン又はオプトアウト・アプローチ、又は非公開企業には異なるアプローチ(例えば、移転先企業の非支配株主の持分割合に関して定量的な閾値を設けるなど)とすることを支持するか。

- ◎ 移転先企業の非支配株主に影響を与えない取引

(質問 2) 移転先企業の非支配株主に影響を与えない取引は、影響を与える取引と異なるとの IASB スタッフの見解に同意するか。同意しない場合、何故か。

(2) 「現在の価値」アプローチの適用における測定方法に関する議論

(質問 3) あなたの法域において、BCUCC の取引価格に関連する法的な要求事項があるか。ある場合、それはどのようなものか、また、どのような取引に適用されるか。

(質問 4) BCUCC における分配についての情報提供に関して、前項(2)のどの代替的アプローチを選好するか、また何故か。

(質問 5) BCUCC において、取得した資産及び負債の公正価値が、移転対価を超過する額を、移転先企業の資本への拠出として認識されるべきであることに同意するか。

(3) 簿価引継アプローチの適用における比較情報に関する議論

(質問 6) 企業結合以前の情報に関してどの(見解 A 又は見解 B) 代替的アプローチを選好するか、また何故か。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

5. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(質問 1 及び 2 について)

- (1) 財務諸表利用者が異なることによって取引の性質が異なるものではなく、会計上の取扱いを区別する根拠とはならない。
- (2) オプトイン又はオプトアウト・アプローチについては、非支配株主及びその情報ニーズが変わり得ることを踏まえると、実行可能性の懸念が生じる。

(質問 3、4 及び 5 について)

- (3) 我々の法域では、BCUCC の取引価格についての法的要件はない。ただし、税法はあり、取引価格が市場価格と乖離がある場合には税務上の影響があるため、実質的に取引価格に影響を与える。税法では通常の企業結合と BCUCC を区別しておらず、一般的な概念である。
- (4) 現行の会計の基礎となる基本的な前提の一つに、取引が等価交換で行われていることがあると考えている。BCUCC の取引において不等価交換による差額を資本の分配や拠出として認識しようとすることは、すべての取引が等価交換であるという一般的な考え方と矛盾し、このような一般的な概念からの逸脱を正当化することは非常に難しい。

仮に IASB がこの違いを説明しようするならば、直接取引として利益又は損失を認識するかどうかを考慮する必要がある。当該差額が最終的に既存の株主にとっての価値を増減させる可能性があることは理解するが、それが損益計算書を経由すべきかどうかについての検討が必要である。

6. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 概念フレームワークにおける一般目的財務報告の目的は、現在及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。しかし、IASB によって提案された現在価値アプローチは、BCUCC が行われる時点の財務諸表利用者の方に焦点が当てられている。主要な利用者のセットが異なる場合、財務報告も異なる可能性があり適切ではない。(韓国)

⇒ 我々の一部の法域では、企業の状況に応じて異なる会計処理が正当化される概念的な合理性はなく、企業が公開企業であるか非公開企業であるかの違いは、異なる会計処理を行う要因にはならないと考えている。(AOSSG、アフリカ)

(2) 概念フレームワークでは、報告企業の主要な利用者にとってどのような情報が有用であるかを考えることが求められている。主要な利用者のセットが異なりニーズが異なるならば、異なる処理をすることは概念フレームワークでは認められていると考えている。(IASB Lloyd 副議長)

⇒ それには同意する。付け足すと、概念フレームワークにおける主要な利用者に通ずる情報ニーズの考慮は、多くの場合、費用対効果も念頭に置く必要がある。仮にすべてのケースにおける共通のニーズとして「現在の価値」アプローチが優れていると判断したとしても、費用対効果も考慮すれば、簿価引継アプローチが優れていると判断される可能性がある。(IASB スタッフ)

⇒ 債権者においてはいずれのアプローチも有用であり得るとの見解があり、彼らはいずれのアプローチを選択するかについて関心はない。外部の債権者しかいないのであれば、簿価引継アプローチの方が費用対効果が高い。(IASB Lloyd 副議長)

⇒ IASB スタッフの分析は、支配株主がいる場合にも基本的には支配株主は関連性がないものと考えているように思える。(ASBJ)

⇒ 支配株主は概念フレームワークの中での主要な財務諸表利用者である。(IASB Lloyd 副議長)

⇒ それならば理解は一致している。支配株主がいる限り簿価引継アプローチに基づく情報に一定のニーズがあると考えますが、非支配株主の存在が支配株主のニーズを否定するということを主張するのであれば支持できない。(ASBJ)

⇒ 非支配株主とは異なり、支配株主は情報ニーズを満たすために外部の財務報告を使用しない。(IASB スタッフ)

⇒ そうであるならば、BCUCC に限らずどのような場合でも支配株主の情報ニーズを考える必要がなく、一貫性が見られない。支配の定義に基づいて情報を取得する方法は他にもあるかもしれないが、支配株主は報告企業の主要な利用者の一部であると考えている。(ASBJ)

(3) オプトイン又はオプトアウト・アプローチについては、BCUCC が行われる都度、非支配株主に「現在の価値」アプローチのどちらを望むかの確認を求められる

が、これにはコストがかかり、非支配株主の要望に関する情報をどのように収集するのかについての運用上の問題がある。また、異なる会計期間に行われた取引について、非支配株主がどちらのアプローチを望むかによって会計処理が異なる結果になる可能性があることから比較可能性が損なわれる可能性がある。(韓国、イタリア、AOSSG)

参加者のその他の発言

7. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(質問 1 及び 2 について)

- (1) IASB の「現在の価値」アプローチに同意するという前提の上で、「現在の価値」アプローチの適用は移転先企業が公開企業の場合に限定されるべきである。公開企業は非公開企業と比較して、強固なガバナンス体制があり、厳格な資本市場の規制対象となるため、必ずしも支配企業が BCUCC の取引に関し決定的な力を有するとは限らず、通常の企業結合と同様の実態を持つ取引と考えられる可能性がある。(韓国)
- (2) 株式が公開されていなくても社債が市場で取引されている場合、取引されている株式の流動性が低い場合、過去に株式を公開していた場合などがあり、公開市場で取引されているということは、必ずしも同質的な概念ではない。そのため、公開市場で取引されているかどうかを規準にすると、非常に分かりにくい結果となる。(GLASS)
- (3) 非支配株主が存在する取引と存在しない取引で違いがあると考えられるものの、これらを区分するのであれば、明確な線引きが必要になるが、経済的にはそれほど差がないことは明らかである。また、我々の法域では、簿価引継アプローチが有効に機能している。簿価引継アプローチと比較して、段階取得又は「現在の価値」アプローチが、すべてのケースにおいて利用者に有用な情報を提供するとは必ずしも明らかだとは考えていない。(米国)

⇒ 中国でのアウトリーチ・イベントにおいて聞いた話では、簿価引継アプローチが採用されており、有効に機能しているということであった。また、投資家の中には、情報の継続性がより重要であるとの意見もあった。(IASB Lloyd 副議長)
- (4) 我々の法域では、BCUCC 取引は規制によってアームズ・レングスの原則の下で公正価値により行われているものと考えられており、具体的なリスクはない。また、

公開企業であり IFRS 基準の連結財務諸表を作成している支配株主の観点では、移転先企業の非支配株主の存在は内部取引に対する外部当事者であることを踏まえて、非支配株主の存在による仕切りのみを設けることが最も目的適合的であると考えている。(フランス)

- (5) IASB が IFRS 第 3 号「企業結合」の下での企業結合に非常に良く似ているものを見つけるを試みているのに対して、簿価引継アプローチの支持者は、共通支配下で単に事業を再編していると見ている。これが基本的な考えであるとするれば、異なる種類の株主が異なるように便益を得る可能性があるということは、副次的な要因でしかない。(米国)

⇒ 完全支配関係がある場合には支配株主がすべてを支配でき、これは変化しない一方で、移転先企業のレベル及び非支配株主から見れば、今までアクセスできなかったリスクと便益に新たにアクセスできるということである。(IASB Lloyd 副議長)

⇒ それは理解している。親会社の株主が歴史的な財務情報を使って資源配分の決定を下すことができれば、下位レベルの資源提供者も同じ情報を使って資源配分の決定を行えるということを意味しているわけではない。非支配株主に変更があったとしても、その情報は依然として資源配分の決定に役立つ。そうでなければ、それは支配株主において使用されるべきではない。(米国)

⇒ 支配企業のレベルで見ると、取引の前後で原資産に関する残余持分は何も変わっていないが、支配企業より下のレベルでは、企業が取引により影響を受ける場合には何かが増減しており、原資産に対する残余持分請求権を新たに取得している。(IASB スタッフ)

⇒ 何か変化があるという点を議論しているわけではない。「現在の価値」の会計処理が支配株主レベルで有用ではないということの意味しているのではなく、変化があったことで自動的に「現在の価値」アプローチが必要であるということにはならないということである。(米国)

- (6) 我々の法域では、公開企業は「現在の価値」アプローチを適用すべきであり、非公開企業は簿価引継アプローチを出発点とすべきであるとの考えに対して概ね支持があった。しかし、公開市場で取引されている債券の所有者が「現在の価値」情報に関心を持つ場合のように、移転先企業が公開企業でない場合でも「現在の価値」アプローチが適切な場合もある。また、非公開企業は簿価引継アプローチを出発点とすべきと考える理由は、それが最もコストがかからないためである。(EFRAG)

- (7) すべての議論において、支配株主と非支配株主の情報ニーズは全く異なるという仮定がおかれているが、状況によっては、支配株主の大部分が自ら選出した取締役によって支配権を行使しており、支配株主自身が企業を管理しておらず、企業の状況を理解するために財務情報を利用している。また、非支配株主の存在は、取引が実際に行われたことを確認するという機能がある。これは、支配株主が例えば税務上の理由のみで経済的な実質のない取引を行おうとした場合、非支配株主は価格の妥当性について説明を求めることになる。(GLASS)

(質問 3、4 及び 5 について)

- (8) 我々の一部の法域からは、取引の実態を表しているとして、過払いまたは過少払いを資本への拠出又は資本からの分配として認識することに支持があった。一方で他の法域からは、当該アプローチの実務上の困難性に懸念が示された。特に分配額を算定するため、取得した事業の公正価値を信頼性をもって測定することは困難であるとの見解が聞かれた。(AOSSG)
- (9) 移転先企業が過払い又は過少払いを資本への拠出又は資本からの分配として認識する事について支持があった。取得した事業の価値を常に計算するという要求事項は非常にコストがかかることに対して言及があった。実務的な方法として、少なくとも価格の公正さが求められる法域では反証可能な推定を設け得るかどうかを検討することを提案する。(EFRAG、英国)
- (10) 簿価引継アプローチを適用しない場合には、IFRS 第 3 号における取得法を通常の企業結合と同様に BCUC にも適用すべきと考える。標準的な規程の観点からも非常に単純である。(イタリア)
- (11) 支配企業との取引の実態を表しており、過払い又は過少払いを資本への拠出又は資本からの分配として認識することを支持する。ただし、測定が困難なためその実効可能性には懐疑的であり、資本の分配を個別に識別するのではなく、のれんに包含させて開示するアプローチを支持する。認識アプローチでは、取得した事業の公正価値の測定プロセスには不必要なコストが発生する。(韓国)

(質問 6 について)

- (12) 財務諸表利用者にとって比較情報は非常に有用であるが、特に、比較期間において別個の財務諸表を作成していなかった場合においては、比較情報が信頼できず使用できない。(EFRAG)
- (13) 一部の法域では、見解 A を支持している、これは、すべての結合企業の企業結合

前の情報を提供することで、投資家が結合企業のトレンド分析を行うのに役立つからである。一方、実務上の困難さから見解 B を支持する法域もあった。(AOSSG)

III. 経営者による説明

議題の概要

8. 現在、IASB は、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂に向けて検討を進めている。
9. IASB スタッフは、経営者による説明 (Management Commentary; MC) の「内容要素²」について、企業がどのような事項に対処すべきか、当該事項に関してどのような情報を MC に含めるべきかを判断する際に、企業固有の環境に厳格に適用することのできる原則主義的なガイダンスを提供することを目標ととしている。
10. 今回の ASAF 会議では、内容要素の次の論点について IASB スタッフが提案するガイダンスに関して、ASAF メンバーからの助言が求められた。

論点 1: 「記述の一貫性 (narrative coherence)」の概念の適用

論点 2: 企業の長期的な成功に影響を与える可能性のある事項の識別及び報告

(論点 1: 「記述の一貫性」の概念の適用)

11. IASB スタッフは、MC において「報告する可能性がある事項 (potentially reportable matters)」に関する「目的適合性のある情報」を経営者が識別できるよう、「記述の一貫性」の概念を導入し、当該概念を適用するため次のようなガイダンスを提案としている。
 - (1) 「記述の一貫性」の概念は、MC 全体を通して、「報告する可能性がある事項」に関してどのような情報を提供すべきか検討することを経営者に促すものである。経営者は、①当該事項に対処するための戦略、②当該戦略の進捗、③当該進捗から考えられる結果について検討する必要がある。
 - (2) 経営者が「報告する可能性がある事項」に関する「目的適合性のある情報」を識別した場合、他の内容要素においても当該事項に関する情報が必要であるかどうかを検討する必要がある。

² IASB スタッフは、「内容要素 (content elements)」とは、次のものをいうとしており、企業が MC に記載することが期待されているものと説明している。

- (1) 事業モデル
- (2) 戦略
- (3) 営業環境及びリスク
- (4) 業績、状態及び進捗

(論点 2 : 企業の長期的な成功に影響を与える可能性のある事項の識別及び報告)

12. IASB スタッフは、現在の記述的な報告の実務において、短期的な内容に焦点が当たっていること、及び事業の将来にとって重要な事項に焦点が当たっていないことという課題を認識しているとしている。
13. 当該課題への対処として、IASB スタッフは、MC において経営者の長期的な見解が提供されるよう、次の分野に関するガイダンスを提供することにより、MC の目的（企業の将来の正味キャッシュ・フロー及び企業の経済資源に対する経営者のスチュワードシップを利用者が評価するために必要な情報を提供すること）を補完することを提案している。
 - (1) 企業の長期的な成功を左右する諸資源 (resources) 及び諸関係 (relationships) (インタンジブルズ (intangibles) を含む。) の報告
 - (2) 長期的な「使命 (purpose)」に依拠した戦略の記述
 - (3) 営業環境におけるトレンド及びその要因、並びにリスクの記述
 - (4) 企業の長期的な成功を左右する事業モデルの特徴の管理における進捗の説明

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

14. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) プロジェクトの基本的な方向性に賛成する。
- (2) IASB スタッフの提案から受けるメッセージは、原則主義的なガイダンスを開発することと、チェックリストのように利用される詳細なガイダンスを開発することの両方が混在しているような印象をもっているが、我々は原則主義的なアプローチを支持している。
- (3) 原則主義的なアプローチとすることで、企業は MC の構成や情報を柔軟に決定し、企業固有のストーリーを伝達することができる。

15. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(論点 1 : 「記述の一貫性」の概念の適用)

- (1) 何を MC に含め、何を含まないかを企業が独自に決定することができるよう、チェックリストのようなガイダンスを提供するのではなく、原則主義的なアプローチとす

ることに賛成する。(アフリカ及び GLASS)

- (2) ガイダンスにおいて、何が首尾一貫的で、何が首尾一貫的でないのかがより強調されるべきである。(GLASS)
- (3) ある法域のメンバーからは、提案されたガイダンスに賛成する意見が聞かれた。また、サステナビリティ報告書のような、他の「より幅広い企業報告 (wider corporate reporting)」との比較において、MC はその役割をより明確に記述すべきであり、これにより、「より幅広い企業報告」のパッケージ全体の中での MC の位置付けが高まるとの提案があった。(AOSSG)
- (4) 「記述の一貫性」の概念を大いに支持する。当該概念により、経営者は全ての情報をよく関連付けた上で統合して提供することができるとともに、利用者は企業及び当該企業の事業の全体像に関する理解を深めることができる。
ただし、提案されたガイダンスを厳格に適用した場合、MC 内で重複が生じる可能性がある点を懸念している。各内容要素に関する包括的な例示は極めて詳細なガイダンスとなる可能性がある。改訂後の PS 第 1 号には、各内容要素に関して一部のガイダンスのみを含めることを提案する。(韓国)
- (5) 内容要素の定義が明確ではない。また、戦略等の各内容要素に関して、常にすべての内容要素について記述することが要求されるのか、当該内容要素に目的適合性がある場合にのみ記述が求められるのかが明確ではない。(EFRAG)
- (6) MC では、記述的情報、金額情報、金額以外の定量的情報といった情報が扱える。財務諸表は金額情報しか扱えないので、MC はそれ以外の情報の提供に注力すべきである。(フランス)
- (7) 提案されたガイダンスでは、各内容要素を組み合わせたマトリクスが提供されており、例えば、事業モデルについて検討するならば、他の内容要素の検討も忘れずに検討すべきと言っているように思える。そのため「一貫性 (coherence)」の用語は、むしろ、「完全性 (completeness)」又は「首尾一貫性 (consistency)」を指しているのではないか。(フランス)
- (8) 「記述の一貫性」の概念は、一連の様々な項目に関して検討するという印象を与えるが、① 事業モデルは何か、② 戦略は何か、③ リスクは何か、④ 報告対象期間における主要な目的は何か、⑤ ⑥ の主要な目的の達成に向けどのような取組みを行っているかを識別するところから、すでに一貫しているべきであるという原則のように感じられた。したがって、ガイダンスがチェックリストのように用いられることへの懸念をある程度取り払うことができる可能性があるため、MC における報告全体の

記述の一貫性を保つことができるのではないか。(英国)

- (9) バランスをとることは難しいが、原則主義的なガイダンスとするならば、ガイダンスがチェックリストのように利用されることを防ぐ必要がある。また、多くの場合、当該ガイダンスは、財務担当者以外の人々 (non-financial people) と共に利用することになるため、なるべく一般的な言葉で記述すべきである。(カナダ)
- (10) 企業の機密情報であるため、戦略の分析における記述は最も困難である。(米国)
- (11) IASB の開発するガイダンスは、明確で簡素であるべきであり、そうでなければ、作成者に利用を促すことは困難である。(IASB スタッフ)
- (12) 「記述の一貫性」は、年次報告書の前半部分(記述的な報告)の中での一貫性のみを指すのではなく、年次報告書の前半部分と後半部分(財務諸表)との間で一貫したストーリーを示すことを指している。(IASB スタッフ)

(論点 2：企業の長期的な成功に影響を与える可能性のある事項の識別及び報告)

- (13) リスクと機会はどちらも同じくらい強調されるべきであり、場合により将来のキャッシュ・フローにも焦点が当てられるべきである。また、キャッシュ・フロー以外にも、ESG(環境、社会及びガバナンス)に関する要素も事業の継続性に影響を与えることは明らかである。(EFRAG)
- (14) 提案するガイダンスにおいて、インタンジブルズに関する部分はより強調されることを期待している。(EFRAG)
- (15) 非常に多くの場合、企業が実際に開示しているものはあまりにも楽観的であるため、機会がどこにあると思うのか、それらの機会を達成するためどのようにリスクを管理しようとしているのかという点で、バランスが重要である。(英国)
- (16) 我々の法域では、法定書類においてリスク要因の要素を記述する必要があり、これらは、仕入先、顧客及び雇用主との諸関係に関するものである。機会及びリスクはそれほど頻繁には変化しないという見解を聞いたことがあるが、そうであれば、機会及びリスクの情報は非常にボイラープレートとなる可能性がある。その場合、経営者はいくつかの諸関係についての評価、及びそれらに対する長期的な見解、並びに諸関係が特定の期間にどのように変化したかの評価についてより多くを記述する方が有用かもしれない。(米国)

参加者のその他の発言

16. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々とアナリストとの過去の議論から、提供する情報量こそが問題であると考えている。利用者からは、膨大な情報が提供されても、それらすべてを理解できないとの声が多く聞かれているため、簡潔な記述とすべきである。(アフリカ及びイタリア)
- (2) 本プロジェクトは、インタンジブルズや、より幅広い企業報告に関する新しいプロジェクトを立ち上げるのではなく、既存の PS 第 1 号を改訂することが目的であったと理解している。その意味で、将来及び企業の長期的な成功に関する議論は、当該目的とも一貫しており望ましい。(韓国)

IV. IBOR フェーズ 2

議題の概要

17. IASB は、金利指標改革の不確実性に伴う会計上の問題のうち、既存の金利指標を代替金利に置き換える前の期間における財務報告に影響を与える論点（フェーズ 1）について、2019 年 5 月に公開草案を公表した。
18. 一方、既存の金利指標を代替金利に置き換える時に財務報告に影響を与える可能性のある論点（フェーズ 2）については、金利指標の置換えの時期が様々であり、市場によって置換えに対するアプローチや検討されている金利指標も異なることから、より広範囲の論点が様々な時期に生じる可能性があるとして IASB は考えている。
19. 今回の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、フェーズ 2 において検討すべき潜在的な会計上の問題に関するフィードバックが求められた。またこのセッションの冒頭では、EFRAG から、フェーズ 1 の公開草案に対するフィードバック及びフェーズ 2 において想定される会計上の問題についてのプレゼンテーションが行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

20. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 日本の関係者からは救済ができる限り寛大に行って欲しいという声が聞かれているが、我々会計基準設定主体の観点からは、救済措置の範囲について、本来であれば救済されないような契約が救済措置の範囲に含まれることがないように、IASB がどのように救済措置の対象となる取引の範囲を限定するのかを注視していきたい。
- (2) 金利指標改革への対応について、IFRS と USGAAP で取扱いに差異が生じないかどうか懸念を持っている。

21. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) IASB と FASB の間で異なるメソドロジーとなった場合には、我々の法域の中でも異なる取扱いが生じるので、両ボードの間のディスカッションについて注視したいと考えている。（カナダ）
- (2) 金利指標改革については、7 月 23 日の IASB と FASB の 2 者間ミーティングでもアジェンダとして挙げられている。そこでは両者のプロジェクトの近況報告と次のステップのタイムラインを示すつもりである。2 つのボードは同じ目的に向かって

検討しているが、会計基準にもわずかな違いはあるため、必ずしも同じ結論に至るわけではないだろう。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

22. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(フェーズ1の公開草案に関するコメント)

- (1) 公開草案ではヘッジ会計の適用における将来に向かっての評価に関する救済措置が定められているが、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」における遡及的な有効性評価も将来に向かっての評価と同様の評価手法が用いられることが多いため、遡及的な評価においても同様に、現在のIBORが金利指標として存続し続けた場合のキャッシュ・フローの仮定を置く救済措置も必要ではないか。(EFRAG)
- (2) 遡及的な評価、特に80%–125%テストについて救済措置を設定できるかどうかということについては留意が必要である。金利指標改革による非有効部分とそれ以外の要因から生じる非有効部分を区別することは難しく、それ以外の要因によりヘッジ会計を中止すべきものを継続させてはならない。(IASB Lloyd 副議長)
- (3) 救済措置の適用が終了した場合に、企業がどのような会計処理をすべきか(キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の取崩しなど)について、フェーズ1で明らかにしておくべきである。(EFRAG、カナダ)
- (4) 公開草案で提案されている遡及適用については同意するが、既に中止しているヘッジ関係について遡及的に復活させないという公開草案の提案には同意しない。救済措置の最終化前に救済措置を適用できずヘッジ取引を終了してヘッジ会計を中止してしまった場合、救済措置が最終化した後ではその終了したヘッジ取引について企業は遡及的に適用できなくなってしまう。このような場合でも、救済措置がすでに適用可能であったかのようにすれば、救済の効果は高まるのではないか。(EFRAG)

(フェーズ1の最終化の時期)

- (5) 我々の法域の銀行は、2019年度決算の承認の際にフェーズ1の経過措置の最終化の承認が完了することを求めている。その期限は2020年2月上旬である。その期待に応えるにはIASBに9月までに公開草案を最終化してもらうことが必要である。(EFRAG)

⇒時間がたてば最終化がより難しくなることは理解している。可能な限り早く最終化したいと考えているが、9月までに完了できるかは確信が持てない。(IASB Lloyd 副議長)

- (6) 我々は IASB の公開草案に対しては肯定的であるが、我々の法域における大手銀行は 10 月決算であるため、時間的な制約がより厳しい。(カナダ)
- (7) 我々の法域でも、フェーズ 1 の経過措置の最終化が遅れるようだと、財務報告において障害となると考える。(フランス)
- (8) フェーズ 1 の最終化とともにフェーズ 2 についても審議を始める。フェーズ 2 については年越しになるだろう。(IASB スタッフ)

(フェーズ 2 の論点 (全般))

- (9) 金利指標が異なれば移行による事例も異なるかもしれない。我々の法域のある金利指標については、計算手法の修正はされるが別の金利指標への置き換えはされない。また、他の移行前の指標と移行後の指標は、一定期間併存する。このように移行の事例は様々なので、フェーズ 2 における問題を検討する際には、移行による事例の違いを理解することが重要である。(EFRAG)

⇒異なる法域における様々な事象について、見通しをもって対応していく必要があると考えている。(IASB Lloyd 副議長)

- (10) 我々のこれまでの議論を紹介すると、LIBOR からの移行に関連して救済措置を与えるべき契約の性質は何か、救済措置をどのように適用すべきかについての議論を行った。また、我々は、救済措置を適用するかどうかは項目ごとに選択できるようにすることを考えている。(米国)
- (11) 金融機関によってはフェーズ 2 の検討にあたって非常に多くの契約を確認しなければならないので、負担が少しでも軽くなるように IASB には実務上の便法が適用できる範囲が他にないか検討してもらいたい。(英国)

(フェーズ 2 の潜在的な会計上の論点 (金融資産及び金融負債の認識の中止))

- (12) フェーズ 2 について、金利指標改革の結果としての契約条件の変更が金融資産及び金融負債の認識の中止なのか、それとも帳簿価額の修正なのかという論点があると認識している。(EFRAG、カナダ、AOSSG、米国)
- (13) 我々の法域における関心としては、認識の中止か帳簿価額の修正かの評価において、救済措置が与えられるかどうかである。救済措置がないと、結局、何の変化も

ないことを説明するためだけに追加の手間が生じてしまうことを懸念する。

(EFRAG)

⇒ 帳簿価額の修正に関する要求事項は、契約上の文言が修正されたかではなく、契約上のキャッシュ・フローが修正されたかどうかを求めている。契約上の文言が変わらなくとも計算が変わるとすれば、変わったものとして評価することになるだろう。(IASB Lloyd 副議長)

(14) 金利指標改革の結果としての契約条件の変更が金融資産の認識の中止として扱われるのであれば、従前の金融資産の消滅と新しい金融資産を認識することになるが、その金融資産が減損モデルにおいてどのステージかという論点があると考えている。一方で、ある法域のメンバーは、契約の条件変更が金融資産の帳簿価額の修正として扱われた場合、IFRS 第9号「金融商品」に従えば当初の実効金利により現在価値を算出した結果として生じる差額は純損益となるが、公表停止となる IBOR に基づく当初実効金利で割り引くことは有用な情報をもたらさないのではないかと考えている。(AOSSG)

(15) 契約条件が変更された場合の金融負債の取扱いについては、IFRS 第9号にガイダンスがあり、10%テストによりに大幅な変更かどうか判断される。一方で、契約条件が変更された場合の金融資産についてはガイダンスがない。条件変更された金融資産の認識の中止については2015年にIFRS解釈指針委員会で狭い範囲のガイダンスを出そうとしていたが、結局多大な時間とリソースを要することから取り扱わないことが決定している。今、その時の判断を維持すべきか再考すべき時ではないか。(韓国)

(フェーズ2の潜在的な会計上の論点 (ヘッジ会計))

(16) フェーズ2の論点として、新指標への移行時においてヘッジ会計を中止するかどうかの論点があると考えている。(EFRAG、AOSSG)

(17) 具体的なヘッジ会計上の論点としては、ヘッジ関係の文書化の変更やキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクリング及び公正価値ヘッジの扱いがある。また、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る金利指標が異なるタイミングで置き換えられた場合の遡及的な評価に関する論点について懸念を抱いている。(AOSSG)

V. 基本財務諸表

議題の概要

23. 2019年5月、IASBは、基本財務諸表プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）の協議文書として公開草案（ED）を公表することを決定した。

24. 今回のASAF会議では、次の点について、ASAFメンバーの助言が求められた。

(1) 新たな要求事項の構成

アプローチ1：IAS第1号「財務諸表の表示」を廃止し、新基準（例えば、IFRS第18号）に置き換える。

アプローチ2：基本財務諸表の構成及び内容、並びに財務情報の分解表示に関する要求事項をIAS第1号から削除したうえで、新基準に新たな要求事項を含める。

アプローチ3：新基準を開発せず、IAS第1号を修正する。

なお、本プロジェクトの提案は実質的にIAS第1号の要求事項を変更するものであるにもかかわらず、基準の修正とする場合は利害関係者に誤解を与える可能性がある等として、IASBスタッフはアプローチ3を支持していない。

(2) アウトリーチ

- ◎ 各法域の利害関係者の関心が高い領域
- ◎ 各法域の利害関係者と議論できるイベント

なお、IASBスタッフは、2019年末までにEDを公表することを予定しており、2020年上半期中にEDに対するフィードバックを得るようになる可能性が高いとしている。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

25. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

(新たな要求事項の構成)

- (1) IASBは新基準を開発するのか既存の基準の修正とするのかについての判断の方針を持つべきである。

(2) 要求事項を変えずに表現を変えるのは難しい。表現を変えると新たなニュアンスが生まれ、何かを変えたという印象を与える。英語から他の言語へ翻訳する中でさらに違いが生じ得る。要求事項を変えないなら表現も変えないことを提案する。これはより有効で時間の節約にもなる。このため、アプローチ3を必ずしも主張するわけではないが、必ずしも今からアプローチ3を切り捨てなくてもいいのではないかと。全て新しい基準にするにしても、変えないところはそのまま移植すべきである。

(アウトリーチ)

(3) IASB が議論してきたほとんど全ての論点に関心があり、我々が特にどれかを選ぶのは難しい。このため、本プロジェクトのアウトリーチについては、他のイベントを使わなくとも、これだけで別個のイベントとして議論するに足りる。我々の法域の関係者は、よい議論ができることを望んでいる。

26. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(新たな要求事項の構成)

- (1) アプローチ1を支持する。IAS 第1号では古い表現を使っている部分もあるため、見直すのにいい機会である。要求事項が変わったかどうかの混乱が生じる得る懸念については、関係者とのコミュニケーションで克服可能である。(英国、韓国、AOSSG)
- (2) アプローチ1か3を支持する。アプローチ2は、1つの基準が泣き別れになることになる。どのアプローチであれ、優先すべき事項は基準発行のタイミングであるべきである。(EFRAG)
- (3) 基準発行のタイミング、時間の節約という点と、ASBJの指摘するとおり表現の変更は意図しない要求事項の変更につながり得る懸念があるという点から、アプローチ3を支持する。(イタリア)
- (4) スタッフ提案の各アプローチについて、利点又は欠点に追加すべきものは見出さなかった。何に優先順位を置くかで考えるべきであり、時間の節約が優先事項だと考える。また、ASBJが指摘した意図しない要求事項の変更が生じうる懸念については、細心の注意を払うべきである。(カナダ、IASB 理事)

(アウトリーチ)

- (1) 本プロジェクトの全ての論点について当法域でも関心が高く、IASB との意見交換

を歓迎する。(イタリア、フランス)

- (2) 当法域では、本プロジェクトと同タイミングで、MD&A に記載することを想定した非 GAAP の業績指標の開示について法制化することを検討中であり、MPM の議論がこれに重なってくるという状況にある。IASB が我々のアウトリーチに参加してもらうことは可能であるし、別途アウトリーチを行うこともあり得る。(カナダ)
- (3) 我々は全ての論点に関心が高くアウトリーチの実施を支持するが、実施方法として利用者と作成者を同じ場所に一緒に集めて対話をするのが重要だと考える。(EFRAG)
- (4) 当法域でどの論点に最も関心があるかを選択するのは難しいが、いくつか関心の高い論点がある。1 つはキャッシュ・フロー計算書で変更が限定されたことに失望しているということであり、もう 1 つは財政状態計算書と財務業績の計算書との関連付けをしやすいということである。(英国)
- (5) 当法域では、営業利益をどのように算定するかに関心が強い。当法域では、売上から、売上原価、販売費及び一般管理費を控除して営業利益を算定することが要求されているが、IASB の暫定決定によると IFRS では投資項目及び財務項目を調整した残余として定義することになっている。両者には差異があり、合わせていくのは新たなチャレンジになる。(韓国)
- (6) 特に 2 つのトピックスについて強い関心が寄せられている。1 つは営業利益であり、IASB の暫定決定によると IFRS では投資項目及び財務項目を控除した残余としているが、実務で使われている営業利益とは違っている。もう 1 つは MPM であり、その有用性が問題となり得る。加えて、本プロジェクトの提案の会計方針への影響や、関連会社及び共同支配企業について不可分な投資と不可分でない投資との区分についても課題があり得るとの意見が聞かれている。(AOSSG)

参加者のその他の発言

27. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 表示に関する要求事項が複数の基準において定められているが、IAS 第 1 号や IFRS 第 18 号といった 1 つの基準に統合するということを考えられないか。(フランス)

VI. インタンジブルズの事業報告：現実的な提案

議題の概要

28. FRC は、2019 年 2 月にディスカッション・ペーパー「インタンジブルズ³の事業報告：現実的な提案 (Business Reporting of Intangibles: realistic proposals)」(コメント期限は 2019 年 4 月 30 日。以下「本 DP」という。)を公表した。
29. 本セッションでは、本 DP の内容を前提として、ASAF メンバーに対して次の点に関する意見を求めている。
- (1) インタンジブルズの事業報告には改善が必要であるということに同意するか？同意する場合、優先されるべき分野はどの分野か？
 - (2) 将来の期間に利益をもたらすと予想される将来への支出に関する費用を区分して報告することは、要求されるべきか？要求されるべきである場合、そのような要求事項を導入する際の主要な課題は何か？
 - (3) 測定値 (metrics) を含む記述的な報告⁴は、企業のインタンジブルズを評価する際に、財務諸表の利用者の助けになることに同意するか？
 - (4) 会計基準設定主体は、記述的な報告に対する本 DP の提案事項の適用において、どのように支援することができるか？他の主体が関わるべきか？また、その場合、彼らの役割は何か？

(本 DP の概要)

30. FRC は、本 DP の背景について、産業構造の変化により、GAFA (Google, Apple, facebook, Amazon) に見られるような高パフォーマンス企業の多くにとって、成長のドライバーであると考えられるインタンジブルズの多くが財務諸表に認識されないことによって、財務諸表が当該企業を評価する上で目的適合性のない (irrelevant な) ものになって

³ FRC は、本 DP において、現在の財務諸表では認識されないインタンジブルズを含む財務報告の改善を検討するため、本 DP のタイトルに無形資産 (intangible assets) ではなくインタンジブルズ (intangibles) の用語を用いたとしている。

FRC はインタンジブルズを「法的手段によって保護されているかどうか、現在の資産の定義を満たしているかどうかにかかわらず、価値の創造において企業にとって重要な無形の要素 (intangible factors)」として定義している。

FRC は、インタンジブルズの例としては、特許、著作権、商標、知識、スキル、許可、ライセンス、コンピュータ・ソフトウェア、顧客リスト、関係、事業プロセス、及び適応力 (新しい作業方法に適応する能力など) が含まれるが、これらには限定されないとしている。

⁴ FRC は、記述的な報告について、「経営者による説明 (Management Commentary)」、「戦略的報告書 (Strategic Report)」等を指すとしている。

いるという議論が聞かれている⁵としている。

31. FRC は、本 DP において、次の内容を提案している。

- (1) IASBの改訂概念フレームワークの資産の定義及び認識規準は概ね支持されており、更なる変更が近い将来に受け入れられる可能性は低いと考えられる。
- (2) そのため、現在の改訂概念フレームワークを前提として、財務諸表で認識されるインタンジブルズを増やすことよりも、むしろ次の内容を探求すべきである。
 - 会計基準の既存の要求事項を検討し、概念フレームワークにどの程度準拠しているのかを確認する。
 - 資産として認識されないインタンジブルズに関する支出の情報について、財務諸表の中でどのように情報を改善できるのかを検討する。
 - 財務諸表の外の、例えば記述的な報告の中で、インタンジブルズの事業報告の改善を検討する。

財務諸表における開示の改善

32. FRC は、財務諸表における開示の改善について、具体的には次の内容を提案している。

- (1) 当期に費用として処理され資産として認識されないインタンジブルズの投資の金額、及び投資の性質に関する具体的な開示要求を行う。
- (2) 将来の期間に利益をもたらすと予想される将来への支出の累積額、及びその変動に関する情報の開示を要求する。

財務諸表外における開示の改善

33. FRC は、財務諸表外における開示の改善について、具体的には次の内容を提案している。

- (1) 経営者が、記述的な報告において、企業の事業モデルと最も関係のあるインタンジブルズを選択し報告するようにする。
- (2) 記述的な報告には、インタンジブルズに関する測定値を含める。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

⁵ FRC は、パルーク・レブ及びフェン・グーの共著「会計の再生 (The End of Accounting)」(2018) において、関連する内容が議論されている点を特に指摘している。

34. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) インタングブルズの事業報告には改善が必要であるということには賛同するが、開示の改善については、主に次の3つの理由から「経営者による説明」のような財務諸表外で行うことが適切であると考えている。
 - ① 当該情報は、「経営者による説明」に含まれる経営者の将来の見通しと結び付けて提供されれば、より有用なものになる可能性がある。
 - ② インタングブルズが資産の定義を満たすか否かにかかわらず、財務報告に含めることができる。
 - ③ 財務諸表に含めるよりもより柔軟な開示が可能になり、背景情報や多様なインタングブルズに関する情報を提供できる。
- (2) 将来の期間に利益をもたらすと予想される将来への支出に関する費用を区分するという FRC の提案については、当該費用の定義や範囲が不明確であると考えている。
- (3) 記述的な報告について、定性的情報に限らず、測定値や定量的情報を含むことで有益な情報になるとの FRC の見解を支持する。

35. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) インタングブルズについては認識と測定に課題がある。ブランドのように、資産であることに疑いの余地のないものがあるが、ブランドは、現行基準上は企業結合においてのみ認識され、自己創設のものは認識されない。資産の定義を十分に満たすインタングブルズは、他にもあると思われる。

また、FRC の記述的な報告の提案について強く支持する。特に、記述的な報告で開示される主要業績指標 (KPI) をインタングブルズと関係付けて理解できるようにすることを支持する。(GLASS)
- (2) FRC の取組みに賛同する。本 DP に関連する分野では、投資家からは次のような意見が聞かれている。まず、将来に向けての支出に関する開示は、その内容を把握することが必ずしも容易ではないということである。次に、企業結合で取得された無形資産とそれを自己創設している場合の取扱いが整合していないということである。ただし、ブランドや顧客関係に基づく価値の信頼性については、非常に懐疑的な見方がある。最後は、本 DP で提案されている記述的な報告による開示の

改善については有益であると考えているが、もう一つの将来への支出に関する費用を区分するという FRC の提案については、企業が将来の減損の可能性から一般的に開発費を資産化することを望まないという学術研究の結果を踏まえると、将来への支出の累積額の開示についても、たとえそれが貸借対照表に計上されるものではないとしても、企業はそれを実質的に減損 (write down) していくことを要求されるため、同様に記載を望まないのではないかということである。(IASB 理事)

- (3) 質問に回答したすべての法域のメンバーから、インタangibleの重要性の増大に基づく FRC の取組みに敬意を表するという意見が聞かれた。

ある法域のメンバーは、インタangibleの事業報告は非常に判断を要するものであり、企業が誤解を与える情報を提供する可能性があるとして述べた。その法域のメンバーは、取組みの優先すべき分野を決める前に、まずは既存の要求事項の範囲で、どのようにすれば企業に最善の報告を行わせることができるのかについて調査が必要であると述べた。

ある法域のメンバーは、どのようなインタangibleを認識できるのかについては更なる調査が必要であり、インタangibleの開示には、統合報告やその他の経営者による報告が適合すると述べた。

ある法域のメンバーは、インタangibleの重要性を踏まえると、現在の会計基準において認識されていないインタangibleも財務諸表において開示されるべきであり、概念フレームワーク及び会計基準は見直しが必要であると述べた。

ある法域のメンバーは、今後の対応として、例えば、イノベーションが見られる産業を担当する投資家がそれらをどのように観察し評価しているのかを把握するアウトリーチを行うことが重要であると述べた。(AOSSG)

- (4) 我々の法域では、2018 年からこの論点をプロジェクトに追加し議論しており、その主な項目は、自己創設のインタangibleの認識可能性、及び企業の価値の源泉 (driver) の開示である。我々は 2019 年の第 3 四半期に本論点についての最初の公開文書を公表することを考えており、詳細な解決策の前に、まずは「問題の定義」に焦点を当てる予定である。

我々の法域では、本 DP は非常に好意的に受け止められたが、解決策を検討するよりも、まずは、インタangibleに関する情報が利用者にどのように活用されるのかを理解することが重要であるとの意見が聞かれた。

我々の法域では、少なくとも現段階で IAS 第 38 号「無形資産」を見直しすべき

であると述べたメンバーはほとんどいなかったが、本論点について、財務諸表の利用者、作成者、会計基準設定主体等が協同して研究を行うことがよいとの意見が聞かれた。また、組織によって非財務情報や記述的な報告などに関する検討内容が重複し混乱が生じることをないよう、検討分野の境界を明確にすることが重要であるとの意見が聞かれた。(EFRAG)

- (5) 我々はFRCの取組みに非常に感銘を受けており、FRCが表題を「現実的な提案」としていることについて歓迎したい。我々は、インタンジブルズが、金融商品や投資不動産よりも格段に重要性が増していることに注目している。また、観察可能な市場がない場合であっても有形資産や金融商品の測定に公正価値が用いられていることを考えれば、測定の不確実性はもはや障壁にはならないと考えている。使用価値も、インタンジブルズの測定基礎となり得ると考えている。(韓国)
- (6) (4)のコメントに同意する。会計基準設定主体ができることは、監査対象の財務諸表にインタンジブルズを認識できるようにする基準設定を行うことだけではない。ここで議論していることは、入手できる情報の改善である。我々は、インタンジブルズは、「経営者による説明」の中で開示することが適切であると考えており、IASBの「経営者による説明」のプロジェクトは、重要な役割を担っていると考えている。我々は、会計基準設定主体の役割は、より高品質な情報開示のために影響力を行使していくことにあると考えている。(カナダ)
- (7) 我々は、貸借対照表に計上される対象については、それらがどのように生じ、最終的に企業にどのように価値を提供するのかについて理解できるようにすることが必要であると考えている。インタンジブルズの認識を拡大する場合は、認識するインタンジブルズの定義や、どのようなインタンジブルズがその対象になるかということを明確にする必要があると考えている。また、(6)のコメントのように、記述的な報告において開示の充実を図る場合でも、議論の内容を明確化し、関係者の理解を促すべきである。(アフリカ)
- (8) 我々は、インタンジブルズの事業報告に改善の余地があるか、という質問に対して、改善は必要であると考えている。改善に際しては、まずは利用者が求めるものが何であるかを理解することから始め、その後、それを様々な提案に結びつけていくという(4)のコメントを支持する。まずは開示目的を整理し、その後個々の提案を作成することが役に立つと考える。(米国)
- (9) 財務諸表の前提となる枠組み(paradigm)の変更は非常に困難である。我々の法域では、フランス議会から訓練コストの資産化の検討を依頼されたが、検討の結果、資産化を行わないと判断した経緯がある。その後、関連する情報を財務諸表

において開示すべきかどうかも議論しているが、むしろ財務諸表外の「経営者による説明」に含めることがよいという議論になっている。インタンジブルズに関する情報は、財務諸表外が適切であると考えられ、その観点で FRC の記述的な報告の提案の方向性を支持する。(フランス)

VII. 資産のリターンを約束する年金制度に係る会計

議題の概要

36. 2019年5月に欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）は、「資産のリターンを約束する年金制度に係る会計」の討議資料（以下「討議資料」という。）を公表した。これを受けて、2019年7月開催の会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）会議で討議資料について意見交換が行われた。

（討議資料の概要）

37. 保有された特定された資産（又は資産のグループ）のリターンに年金給付が依存する制度（いずれか高い額の保証の制度）に関して IAS 第 19 号「従業員給付」で会計処理を行う場合、退職給付債務及び制度資産の測定における経済的な共分散（連動性）が反映されない問題点がある。

38. 討議資料では、前項の制度について IAS 第 19 号の代替的な会計処理を模索しており、次の 3 つのアプローチが検討されている。

(1) 資産のリターンに上限を設けるアプローチ（上限アプローチ）

(2) 公正価値アプローチ

(3) 履行価値アプローチ

39. 上限アプローチでは、退職給付債務は、次のいずれか高い額で測定される。

(1) IAS 第 19 号における確定給付制度に係るガイダンスを適用し測定された退職給付債務（ただし、最終的な給付の権利の測定に用いる期待リターンは優良社債の利回りを上限とする。）

(2) 最低保証リターンのみ支払う年金給付があるとして、IAS 第 19 号により測定される退職給付債務

また、最低保証リターンの約束から生じる債務の測定が IAS 第 19 号と整合的であり、適用上のコストが他の 2 つのアプローチよりも低いメリットがある。

40. 公正価値アプローチでは、退職給付債務は、退職給付債務そのものを公正価値で測定するのではなく、第三者に負債を移転するために企業が支払うべき金額を反映して算定する。具体的には、リターンが依存する制度資産の公正価値と抛出された掛金に関する最低保証の公正価値を各々算定し、両者の合計を退職給付債務の額とする。また、退職給付費用は、勤務費用（抛出掛金額及び最低保証の価値）及び再測定差額が計上

される。

41. 履行価値アプローチでは、退職給付債務は、退職給付債務＝予想される流出（退職者に対する最終的な給付額（資産の運用利回り又は最低保証のいずれか高い額）を確率加重平均で見積った額）の割引現在価値－予想される流入（将来の拠出掛金の価値（運用益を含む。））の割引現在価値として算定する。また、退職給付費用は、勤務費用（拠出掛金額及び最低保証の価値）及び財務費用の純額が計上される。
42. 公正価値アプローチ及び履行価値アプローチは、多くの場合、制度資産と退職給付債務の経済的な共分散（連動性）を適切に反映し、退職給付債務をカバーするために十分な制度資産を保有する場合に、退職給付に係る負債（純額）の計上額が当該状況を適切に反映するメリットがある。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

43. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々の法域では、上限アプローチを支持する意見は少ない。機械的には機能しても実際に提供される情報からもたらされるものには疑問が残るという意見が多数である。我々は、困難さは伴うことを理解しているが、退職給付債務の給付の見積りと割引率との内的不整合については、可能であれば、割引率を調整する方法を試みてはどうかと考えている。
- (2) 我々は、EFRAG が年金制度を確定拠出制度に近い部分と最低保証部分の 2 つの要素に分離することを試みていと捉えている。最低保証要素が明確に定義できれば、確定拠出制度の会計処理を拡張し、現在、確定給付制度の会計処理がなされているものを 2 つの要素に分けて、確定拠出の会計処理と保証部分の会計処理を行うこともあり得るかもしれないと考える。この場合、制度資産や退職給付債務の測定から生じる費用をその他の包括利益（OCI）に計上すべきではないと考える。
- (3) 公正価値アプローチと履行価値アプローチの相違が明確ではないため、当該相違を確認したい。

44. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 公正価値アプローチと履行価値アプローチでは主な項目の測定額が同じになっているが、退職給付債務の決済の様相が反映されるかという最初の評価項目のみ結果が異なり、履行価値アプローチの方が優れるのか。（IASB 理事、英国）

⇒ 設例では前提条件を単純化しているため、結果がほぼ同じになっている。保険リスクや割引率への調整など、2つのアプローチで異なる設定にすれば、結果は異なる。

また、2つのアプローチのモデルの複雑性が異なる。公正価値アプローチは、退職給付債務を制度資産の公正価値で測定する部分については、既に制度資産を公正価値で測定しているため適用が容易である一方で、拠出掛金に対する最低保証を公正価値で測定する部分については、資産運用についてあらかじめ定められた方針があれば、実務上、測定は容易となるが、従業員が資産運用を決定、選択できる場合には測定は複雑になるであろう。また、割引率の決定は問題となり得る。履行義務アプローチと公正価値アプローチにあまり違いはないかもしれないが、履行価値アプローチは、退職給付債務の測定に企業の履行を反映する点で、公正価値アプローチより優れていると考えている。(EFRAG)

⇒ 確定拠出部分と最低保証部分とに分割して処理する提案と、そのフィードバックが興味深い。(IASB 理事)

⇒ 最低保証部分が高い利率で給付する場合、実質的にほとんど確定給付制度の会計処理となり、非常に低い利率の場合には、確定拠出制度の会計処理の考えに近くなる。(IASB 理事)

⇒ 掛金の拠出が著しく後加重であれば(極端な例では退職時に拠出)、確定拠出制度の会計処理とは異なる会計処理にすべきと考えるのではないか。(IASB スタッフ)

- (2) 我々のグループの一部の法域からは、適用上のコストの観点から上限アプローチを支持している。また、履行価値アプローチでは、割引率が予想される資産のリターンに基づいて設定されるため、IAS 第 19 号の原則と一貫性がないとのコメントがあった。(AOSSG)
- (3) 公正価値アプローチは、制度資産と退職給付債務の経済的な共分散(連動性)を適切に反映できる点で、他の方法よりも優れているように思われる。(韓国)
- (4) 我々の法域では、対象となっている年金制度が実際に議論となったことはないため、現時点ではどのアプローチを支持するかの強いポジションはないが、コストと便益に焦点をあててプロジェクトを進める必要があると考えられる。IAS 第 19 号の主たる目的は、負債よりも勤務費用(又は労働の対価)の期間配分にあると考えられるが、公正価値アプローチと履行価値アプローチは、勤務費用に制度資産のボラティリティが反映され、勤務費用の経済実態が適切に描写されているか

疑問が残る。この点、上限アプローチはモデルが単純であり、割引現在価値の算定にリスク・フリーの割引率を用いる点で賛成する。(フランス)

- (5) 我々の法域では、対象となっている年金制度は一般的ではないため、大きな問題となっていないが、適用の容易さの観点で上限アプローチを支持する。公正価値アプローチと履行価値アプローチの場合、IAS 第 19 号の抜本的な再検討を要するが、上限アプローチは IAS 第 19 号の改訂で対応し得るため、上限アプローチを更に検討することを提案する。(イタリア)
- (6) IASB のリサーチプロジェクトは、資産のリターンに依存する年金給付に関する狭い範囲の短期プロジェクトであり、混合型の年金制度に対する長期プロジェクトを意図していない。公正価値アプローチと履行価値アプローチは、IASB のプロジェクトに直接的には有用ではないかもしれないが、混合型の年金制度に対するより広いプロジェクトを行う場合や IAS 第 19 号の抜本的な再検討を行う場合、有益であろう。また、両アプローチに対するフィードバックは代替的なアプローチを検討する参考になるであろう。(IASB 理事)
- (7) 3つの会計モデルは、会計単位がそれぞれ異なると考えられる。また、本討議資料では、会計モデルの内定な不整合、給付が後加重の場合の影響、「より高い保証」の制度の場合、単一の計算結果しか算定されないことの3つの問題をうまく捉えているが、IASB では、適用範囲の決定が歴史的に困難であったことに鑑み内的な不整合のみ取り上げている。また、あるべき割引率を決定することも困難であったと認識している。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

45. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 我々のグループの一部の法域からは、制度資産がない場合にも、上限アプローチと公正価値アプローチは適用し得ると考える。(AOSSG)
- (2) 年金資産がない場合にこれらのアプローチを適用し得るかについては、IASB はリサーチプロジェクトの対象を資産のリターンに依存する年金制度とする狭い範囲としていることから、より現実的な範囲が優先されるであろう。(英国)
- (3) 上限アプローチは、制度資産と退職給付債務の間のミスマッチに対処するのではなく、負債測定における制度資産の期待リターンに依存した給付と割引率の内的な不整合を扱っている。これに対応して適用範囲が決まる。(IASB スタッフ)

- (4) 上限アプローチは、技術的には年金資産と退職給付債務の測定 mismatches に対応できるかもしれないが、退職給付債務の現在価値の算定に用いた重要な数理計算上の仮定を開示する際に、期待リターンではなく、上限レートが開示されるため、経済実態を反映しない誤解を与える注記情報が開示されることを懸念する。
(韓国)
- (5) IAS 第 19 号を開発した当時は、投資的要素がある場合とない場合を区別することを考慮していなかったが、現時点で白紙で考えると、分けて考えることになると思われる。(IASB スタッフ)

VIII. 変動及び偶発対価：基礎的な考察

議題の概要

46. IFRS 基準の中には変動及び偶発対価を含む取引の会計処理を定めているものがあるが、それらの要求事項の基礎となる原則は明確ではなく、整合性が取れたものであるかどうか不明確である。IASB は 2015 年のアジェンダ・コンサルテーション後に、変動及び偶発対価を含む取引についてリサーチ・パイプラインに掲げている。
47. 英国財務報告協議会（FRC）は、IASB が 2018 年 3 月に概念フレームワークを改訂したことから、2018 年版概念フレームワークと整合的な変動及び偶発対価を含む取引を会計処理するための原則を開発するには時期にかなったものであるとし、本テーマに関する基礎的な考察を示している。
48. 具体的には、変動及び偶発対価を含む取引に関して、以下の論点を識別し、概念フレームワークの資産及び負債の定義や認識規準等を参照しながら、いくつかのアプローチを示している。

(1) 当初認識

- 変動及び偶発対価を含む取引のうち資産の定義を満たすのはどの部分か。
- 変動及び偶発対価部分は負債の定義を満たすのか。
- 仮に資産又は負債の定義を満たした場合、これらは認識規準を満たすのか。

(2) 事後測定

当初認識後に負債の額が変動した場合、その変動は帳簿価額の変動として報告されるべきか、若しくは収益又は費用として報告されるべきか。

49. 今回の ASAF メンバーに対する質問事項は次のとおりであった。

- (1) 変動及び偶発対価を含む取引に関して、概念ベースでの検討を行うことに賛成するか。
- (2) 提示した分析に賛成するか。分析の中で不足しているものはあるか。
- (3) このプロジェクトをどのように進めていけばよいと考えるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

50. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 本論点に関するリサーチには意義があると考ええる。
- (2) 検討されている取引が、2つの取引なのか単一の取引に2つの構成要素が含まれているかに関して複数の見解が存在しており、会計単位に関する議論が必要と考える。新しい概念フレームワークにおける会計単位の記載と関連付けた議論を行えばより良い検討が可能なのではないかと考える。

51. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 本リサーチには意義はあると思う。会計単位についても検討する必要があるが、無形資産の場合、未履行契約かどうかの議論を行う必要があると考えられる。無形資産のライセンス取引の支払いが使用量に依拠する場合、変動対価により権利を取得したのか、あるいは、未履行契約なのかの議論がある。有形資産の権利の分割を議論する場合、無形資産はより細分に分割可能となり、資産の取得時期の議論が必要となると考える。(米国)
- (2) 分析では概念フレームワークの負債及び IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」からの引用が行われていた。概念フレームワークにおける、支払いを回避する実際上の能力の有無の検討においては、支払いのみではなく、交換取引として何かを取得したのかどうかの検討も重要である。負債が存在するかどうかについては言及されていたが、何の資産又は便益を取得したのかは重要な質問である。取得した資産を正確に識別することが重要である。すなわち、取得した資産が単一の資産全体なのか、資産の一部なのか、資産とオプションの組合せなのか、ということである。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

52. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(質問 1 について)

- (1) 変動及び偶発対価を含む取引に関する FRC のリサーチは、タイムリーであり、意義がある。特に、企業価値の主要な源泉が無形資産にシフトしてきており無形資産の取引が増加している。無形資産の価値は不確実であることから変動又は偶発対価による取引が増加する。(韓国)
- (2) 将来の変動対価に関する現行の会計処理の実務には多様性が存在しているため、

概念フレームワークに基づく分析及び本論点の議論の継続を支持する。IFRS 基準、特に有形固定資産に関しては、変動及び偶発対価に関するガイダンスは限定的である。変動及び偶発対価に関する要求事項を識別し、要求事項間の不整合を整理し、概念フレームワークに基づいてガイダンスを作成する必要がある。本プロジェクトにおいて基準の改訂にいたらない場合でも、IASB が新基準を開発する際の概念的な基礎が提供されることは重要である。(AOSSG)

(質問 2 について)

- (3) リサーチでは、1つの分析に多くの要素が含まれ過ぎていると考えられる。分析されている要素として、取得資産の種類（有形資産か無形資産かリース資産か）、対価の種類（変動対価か偶発対価か）、支払方法（比例払いか一時払いか）があるが、要素ごとの異なる分析が必要になると考えられるため、単純で代表的な取引の分析から始めることを提案する。(韓国)
- (4) リサーチに概ね同意するが、本プロジェクトの範囲を決定するためには、次のような追加の分析が必要と考える。(AOSSG)
- ① 現在の設例では不十分のため、様々な業種の様々な状況において概念フレームワークに基づく分析をしてはどうか。
 - ② 変動対価と偶発対価の差異を考慮することも重要である。変動対価と偶発対価の識別や、変動対価と偶発対価の取引で会計処理が異なるかどうかも議論する必要がある。
 - ③ 将来の業績による変動対価が事後に資産化された場合、減価償却費が遡及的に認識されるのか将来に向かって認識されるのか。
 - ④ 当初時点で負債が存在しているかどうかは重要な論点であり、固定額のみではなく、変動額も認識されるべきなのか追加のリサーチが必要である。現在の債務が契約時に発生しているのか、あるいは、事後の特定の事象が発生し、対価が変更された時点で発生するのか。
 - ⑤ FRC は買手の視点で検討を行っている。売手の会計処理は IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」により明確ではあるが、売手と買手の視点から比較し、売手と買手の会計処理がミラーである必要があるのかを分析する必要がある。売手の視点からのリサーチも含めてはどうか。
 - ⑥ 概念フレームワークに基づく分析ではなく、基準レベルでの分析を要求して

いる法域もある。

- (5) 以下のように範囲を広げた分析が有用である可能性がある。(米国)
- ◎ 追加の対価の支払いを含む契約のみではなく、対価の返金を受ける契約も検討してはどうか。競争馬を購入する場合に、競走馬が勝ったら追加の対価を支払う契約と対比して、最初に固定価格を支払い、競走馬が負けたら返金を受ける契約を考える。競走馬全体を購入した上で権利を返還するという議論は、困難となる可能性がある。支払方法の違いにより会計処理が異なるということに違和感を覚える人がいるであろう。
 - ◎ IFRS 第 15 号における売手の要求事項との対比を考慮する必要がある。IFRS 第 15 号では、返品権も含めて変動対価も偶発対価もすべて変動対価として取扱われるが、取引相手である買手は違和感を覚える可能性がある。
 - ◎ 取得時に消費される資産（例えば、従業員サービス）も含めてすべての資産が議論の範囲に含まれるのかどうか。すべての資産を範囲に含めれば広範な議論となる。
- (6) 変動対価の議論については、(5) の議論に同意する。我々の法域では、偶発対価による資産の取得について議論が行われているが明確な見解はない。公正価値での測定、当初以外の時点での認識、会計方針の選択、明確ではない、とする議論が行われているが、ハイレベルで意見が一致している部分は、事実と状況により異なり判断が要求されるとする点である。(カナダ)
- (7) 変動対価の議論を資産及び負債の定義及び基本概念に関連させて議論することは適切であると考ええる。(GLASS)
- (8) (4)◎ の売手と買手の会計処理の対象性のコメントは興味深い質問である。我々は、概念フレームワークにおいて、すべての負債は論理的には他者の資産である点に言及しているが、すべての資産について他者の負債として認識されている必要はなく、すべての取引にミラーの会計処理が必要なわけではないが、相手方の権利及び義務を考慮することは有用であると考ええる。(IASB スタッフ)
- (9) 対価が変動するにはいくつか要因があり、どの権利を受け取ったのかが不確実な場合、受け取った資産は明確であるが、資産の価値が不確実である場合、資産自体は取得していないが追加の権利に対するオプションである場合があると考えられるのではないかと考える。(IASB スタッフ)

(質問3について)

- (10) ㊦ まず IFRS 基準における要求事項を識別し、その中での不整合、不整合の程度をリサーチし、㊧ 次に様々な業種、様々な状況、様々な法域におけるリサーチ及びアウトリーチを実施し、㊨ そしてプロジェクトで言及されている一般的な原則の影響を評価する。本論点からの影響が重大である場合は、基準設定プロジェクトとし、重大でない場合には、概念フレームワークへの補足となる。(AOSSG)
- (11) 基準レベルでの検討を行うのか、概念へのどの程度の追加となるのかを検討することが有用な議論につながると考える。(米国)
- (12) このテーマは議論が深いため、この論点単独で議論できるのか、あるいは他の基準書などとも関連して議論すべきなのかを考えている。(カナダ)
- (13) 変動及び偶発対価に関するプロジェクトはリサーチ・パイプラインに含まれているが、現時点で正確な開始時期に言及することはできない。しかし、プロジェクトが開始した場合には、本件にも関連があるためリスク分担契約のフォローアップも行う必要がある。(IASB スタッフ)

IX. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

53. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、次回 10 月に開催予定の ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
54. アジェンダ・ペーパーに記載されている 3 つの金融商品に関するトピック（資本の特徴を有する金融商品、動的リスク管理及び IBOR）に加えて、8 月に公表予定（コメント期間は 120 日を予定）の会計方針の開示に関する公開草案についても、次回の ASAF 会議で ASAF メンバーからフィードバックを受けたい旨の説明が IASB スタッフより行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

55. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

56. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) もし可能であれば、我々が行った「会計上の見積り」に関する調査結果についてのプレゼンテーションを次回の ASAF 会議で実施したいと思う。(韓国)

⇒ 10 月の ASAF 会議は 1 日のみの開催のため、各セッションの時間調整を行いたいと思う。(IASB スタッフ)

以 上